

< 報道発表資料 >

令和 8 年 8 月 2 4 日
京都市産業観光局農林振興室

「農林業雇用・就労支援事業（林業版）」の募集開始

市域面積の約 4 分の 3 が森林の京都市では、それら森林の手入れを行い、森林資源を次世代に継承していくため、新たな担い手を確保し育成を進めることが重要と考えています。

本事業では、「安心して働ける環境・職場をつくりたい」「新たな労働者を雇いたい」と考えている林業事業体を対象に、就業された方が長期かつ安定的に働くことができる持続可能な林業の構築を目的として、職場環境改善・新規就労者の確保に係る取組を支援します。

【補助対象】

京都市内に在住し、又は主たる事業所を有し、市内の森林において、林業生産活動(森林作業道の開設等土木作業を除く)を実施しており、次のいずれかに該当する林業事業体

1. 林業労働力の確保の促進に関する法律(労確法)に基づく認定事業主
労確法(平成 8 年法律第 4 5 号)第 5 条に基づく計画の認定を受けた事業主
2. 森林経営管理法に基づく民間事業者
森林経営管理法(平成 3 0 年法律第 3 5 号)第 3 6 条に基づく経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者(登録及び公表を受けた者)

【補助内容】

1. 求人活動に関する補助金
 - 求人情報サイト及び求人情報誌への登録及び記事等掲載に係る費用、担い手募集に係るチラシ作成費用等が対象(※募集対象は、非正規(臨時職員)でも可)
 - 補助率：5 分の 4 以内(上限 1 5 万円(千円未満切捨て))
 - 補助対象期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 1 月 3 1 日
2. 林業労働者の賃金に関する補助金
 - 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 1 月 3 1 日までに雇用契約(※正社員又は正社員登用を前提とした試験雇用)をした林業労働者の賃金が対象
 - 定額補助：1 人当たり 5 万円/月（1 事業体につき 2 名まで）
 - 補助対象期間：雇用開始日～令和 9 年 1 月 3 1 日(最大 6 ヶ月補助)
3. 働きやすい職場環境づくり活動に関する補助金
 - 事務所改修や整備(更衣室、トイレ(簡易トイレを除く)、作業室等)に要する経費が対象
 - 補助率：5 分の 4 以内(上限 1 0 万円(千円未満切捨て))
 - 補助対象期間：交付決定日～令和 9 年 1 月 3 1 日

【補助要件】

専門家による働きやすい職場環境づくりに関する全体研修会及び個別指導の受講

【募集期間】

令和 8 年 8 月 2 5 日(火)午前 9 時～令和 8 年 9 月 2 4 日(木)午後 5 時

【応募先・お問い合わせ先】

応募書類に必要事項を記入のうえ、持参、郵送、電子メール、又は FAX により御提出ください。(※令和 8 年 9 月 2 4 日(木)午後 5 時必着)

〈右京区京北地域以外の方〉

● 持参・郵送 〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市産業観光局農林振興室 林業担当

● 電子メール ringyosinko-k@city.kyoto.lg.jp

● 電話 075-222-3346 ● FAX 075-221-1253

〈右京区京北地域の方〉

● 持参・郵送 〒601-0251

京都市右京区京北周山町上寺田1-1

京北・左京山間部農林業振興センター 林業担当

● 電子メール keihokunourin@city.kyoto.lg.jp

● 電話 075-852-1817 ● FAX 075-852-1827

【留意事項】

・補助金交付決定は、交付申請から30日以内を目安に行いますが、申請多数等の諸般の事情により30日を超えることがあります。

・本補助金と、国、地方公共団体等の他の補助金等を併給することは可能ですが、併給しようとする補助金等が併給可能か御確認ください。また、併給する場合は適切に報告を行ってください。

・専門家からのアドバイスで得られた知見につきましては、貴事業体内のみで共有するものとし、広く公表しないよう、御留意ください。

・研修中撮影する写真等につきましては、専門家及び本市が今後の普及啓発に用いることもありますので、あらかじめ御承知ください(※写真撮影が難しい場合、事前にお申し出ください)。

・研修中や専門家による指導中の撮影写真や動画、職場環境改善の状況等につきましては、SNS 等への掲載を控えていただき、ご使用される際は本市に事前連絡いただくようお願いいたします。